

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
経済構造統計の体系的整備について	<p>① 経済センサス - 活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査におけるK A U概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性等について、プロファイリング活動等により得られた情報も活用し、関係府省が一体となって検討する。【No. 38】</p> <p>② 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。【No. 48】</p> <p>③ 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。【No. 49】</p> <p>④ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。【No. 61】</p>

これまでの統計委員会の意見	<p><令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和2年10月29日）>（一部抜粋）（別紙1参照）</p> <p>○ 経済構造実態調査の創設は、経済センサス - 活動調査の中間年における産業横断的な年次統計の作成・提供、中間年SUTの精度向上等の実現を図る上で、基盤・中核となる重要な取組の一つであり、同調査がおおむね円滑に実施されたことは評価できる。</p> <p><諮問第140号の答申 経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更について（令和2年6月25日）>（今後の課題）（一部抜粋）</p> <p>○ 調査事項のうち、「支払利息等」を削除しているが、今後、国民経済計算推計等に必要とされる可能性もあることから、調査結果の利活用ニーズの変化等を把握した上で、次回調査において調査項目として再度把握することについて検討すること。</p> <p>（注）諮問第149号の答申 経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について（令和3年6月30日）の今後の課題にも同様の記載あり）</p> <p><諮問第149号（経済構造実態調査）の答申 部会長メモ（令和3年6月30日）>（一部抜粋）（別紙2参照）</p> <p>○ 次回の活動調査における支払利息等の把握については、令和3年活動調査に係る答申（令和2年6月25日付け統計委第9号）の中で再度把握することについて検討する旨の課題が付されていますが、本調査と活動調査とのシームレスな接続の観点から、今回の部会審議において改めて、次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討について御意見がありました。</p> <p>本件については、今回の議論や現在実施中の令和3年活動調査の実施状況を踏まえた上で、経済統計の体系的整備の一環として、次期公的統計基本計画の審議の中で検討することが必要であると考えます。</p>
各種研究会等での指摘	—

担当府省の取組 状況の概要	<p><令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）>（参考2；【No. 38】【No. 39】【No. 41】～【No. 46】、【No. 48】、【No. 49】、【No. 61】参照）</p>
次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備については、経済構造実態調査の創設や工業統計調査の包摂等、大きく進展したことは評価できる。 ○ 次回（令和8年）経済センサス-活動調査において、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討することが必要ではないか。 ○ 調査単位の在り方やアクティビティベースでの事業活動の把握可能性の検討については、今後のSUT体系の移行に向けた検討状況や各種統計調査の実施状況、報告者の記入可能性等を踏まえつつ、より長期的な課題として、次期基本計画の本文に記載することとしてはどうか。 ○ 企業統計の役割分担、重複是正等の検討については、一定の取組が進められているものの、引き続き、報告者の負担軽減に向けた取組を継続することが必要ではないか。 ○ 事業所母集団データベースを活用した企業統計の提供や企業系調査等を用いた推計手法の検討については、経済構造実態調査の調査範囲の見直しにより産業横断的な企業統計の整備が図られたこと、レジスター統計（試算値）の作成により推計手法に一定の進展がみられたことから、次期基本計画に記載する必要性に乏しいのではないか。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次回（令和8年）経済センサス-活動調査について、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する【総務省、経済産業省：令和8年（2026年度）経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る。】 ○ 調査単位のあり方やアクティビティベースでの事業活動の把握可能性について、今後のSUT体系への移行に向けた検討状況や統計調査の実施状況、報告者の記入可能性を踏まえつつ、引き続き検討を行う。【本文に記載】 ○ 企業を対象とした統計調査について、引き続き、各統計調査の役割分担について検討するとともに、重複是正等の取組を推進する。【総務省、関係府省：令和5年度（2023年度）から実施する。】
備考（留意点等）	

令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）

1 経済構造実態調査の創設

経済構造実態調査の創設について、第Ⅲ期基本計画では、総務省及び経済産業省が、関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設し、令和元年度（2019年度）から実施することとされている。

(1) 取組状況

経済構造実態調査は、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月統計改革推進会議）や第Ⅲ期基本計画において、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、令和元年度から実施することが求められた。

これを踏まえ、総務省及び経済産業省は、統計委員会への諮問及び答申（「諮問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について」（平成30年8月28日付け統計委第8号。以下「前回答申」という。))を経て、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として経済構造実態調査を創設し、令和元年度に第1回調査が実施されたところである。

その概要は、以下のとおりである。

ア 調査対象数

甲調査は約19.3万企業、乙調査²は約5.2万企業・事業所を対象として実施された。

イ 調査票回収状況

調査票回収率は、甲調査は86.8%、乙調査は81.0%であった。なお、甲調査の調査客体のうち、独立行政法人統計センターにおいて企業専任の職員を配置して回答をサポートした上場企業等約3,000企業についてみれば、調査票回収率は98.6%に上った。

ウ 公表状況

甲調査に関する集計結果については、一次集計結果が令和2年3月31日、二次集計結果が同年7月31日に公表されている。また、三次集計結果については令和2年10月下旬に公表される予定である。

また、乙調査に関する集計結果については、甲調査の二次集計結果と同時に、令和2年7月31日に公表されている。

(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

経済構造実態調査の創設は、経済センサス - 活動調査の中間年における産業横断的な年次統計の作成・提供、中間年SUTの精度向上等の実現を図る上で、基盤・中核となる重要な取組の一つであり、同調査がおおむね円滑に実施されたことは評価できる。

総務省及び経済産業省においては、令和2年度末に予定されている統計委員会への諮問に向けて、引き続き、第Ⅲ期基本計画に記載されているその他の事項³や、前回答申において当委員会が指摘した「今後の課題」⁴について十分な検討を行うことが必要である。

¹ 「甲調査」は、日本標準産業分類E～R（製造業、サービス業）に属する企業（個人経営の企業及び一部の産業に属する企業を除く。）を対象に、売上・費用の構造を横断的に把握する調査である。

² 「乙調査」は、特定のサービス業等に属する企業及び事業所を対象に、特定産業の特性事項を把握する調査である。

³ 第Ⅲ期基本計画においては、経済構造実態調査に関し、今回審議した同調査の創設のほか、同調査に工業統計調査を包摂することに向けて結論を得ることや、令和3年経済センサス - 活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ調査事項等の見直しを検討する等の取組が掲げられている。

⁴ 前回答申においては、経済構造実態調査に関し、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定、調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実、乙調査の位置付け及び調査事項の再検討などの課題を指摘している。

経済構造実態調査の変更等に係る部会審議の際に出された意見について －支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性－

今回、経済構造実態調査（以下「本調査」といいます。）の調査事項（「支払利息等」や「電子商取引の有無及び割合」）の削除について審議した際、次回の経済センサス - 活動調査（以下「活動調査」といいます。）における支払利息等の把握や電子商取引の実態把握の必要性について、御意見を頂戴しました。

1 次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討

次回の活動調査における支払利息等の把握については、令和3年活動調査に係る答申（令和2年6月25日付け統計委第9号）の中で再度把握することについて検討する旨の課題が付されていますが、本調査と活動調査とのシームレスな接続の観点から、今回の部会審議において改めて、次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討について御意見がありました。

本件については、今回の議論や現在実施中の令和3年活動調査の実施状況を踏まえた上で、経済統計の体系的整備の一環として、次期公的統計基本計画の審議の中で検討することが必要であると考えます。

なお、本調査の将来的な調査項目の検討に当たっては、活動調査の中間年においても国民経済計算の概念と対応した付加価値額を把握することが望ましいとの観点から、減価償却費をはじめとする活動調査の調査項目との整合性についても議論の必要があるのではないか、という御意見もありました。

2 電子商取引の実態把握の必要性

電子商取引については、情報技術の発展を背景として電子商取引の態様が急速に深化し続ける中、その定義や態様が目まぐるしく変化しており、また、企業会計において、売上高における電子商取引の金額を分離して把握していないものと考えられるため、企業を対象とする統計調査において、その実態を把握することは容易ではないと考えられます。

一方で、インターネットを利用して行われる電子商取引の特性から、電子商取引に関連するビッグデータを統計作成に活用することにより、電子商取引の実態把握に資するとともに、報告者の負担軽減にもつながる可能性があると考えられます。

このため、次期公的統計基本計画の検討に向け、諸外国の状況を含め、電子商取引の実態の把握方法について研究を進めることが重要であると考えます。

なお、次期公的統計基本計画の検討に当たっては、売上面のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）だけでなく、テレワーク等の働き方のDXについても把握する必要があるのではないか、という御意見もありました。